

## インフルエンザに注意しましょう!!

インフルエンザとは、「インフルエンザウイルス」によって起こる感染症です。感染した人のせきやくしゃみなどによって、ウイルスが飛び散り、それを吸い込むことによって感染します。また、感染すると、突然38℃以上の発熱、頭痛などの症状が出る感染力の強い病気です。

毎年11月から4月までが流行期です。インフルエンザを予防するためには、予防接種や消毒用アルコールによる手指消毒のほか、体の抵抗力を高めるために生活リズムを整え、バランスの良い食事、十分な睡眠をとりましょう。また、日頃からうがい・手洗いを心がけ、マスクをするなどせきエチケットを行いましょう!!

## 令和3年度インフルエンザ予防接種のお知らせ

泉崎村では、65歳以上の方のインフルエンザワクチン接種と1歳から中学生までのお子様の接種に伴う費用助成を下記により行ないます。接種の際は県内の医療機関へ必ず電話または窓口で予約してから受けてください。

◆接種実施期間 令和3年10月15日(金)～令和3年12月28日(火)

※新型コロナワクチンを接種している場合、2回目の接種が終了してから、2週間以上間隔をあける必要があります。

### 【65歳以上の方】

#### ◆対象者

接種日に満65歳以上となっている方

※60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害(身体障害者手帳1級相当)を有する方も含む。

#### ◆自己負担 1,200円

※生活保護世帯の方は無料ですが、証明書が必要となりますので、保健福祉総合センター窓口にて発行の手続きをしてください。

#### ◆医療機関へ持参するもの 健康保険証または後期高齢者医療受給者証

※60歳～65歳未満で対象となる方は身体障害者手帳も持参してください。

### 【1歳から中学生までの方】

#### ◆助成額 実費から自己負担額1,200円を差し引いた差額分(上限額:1人当たり3,000円)

※上記の接種期間に接種した方で、1回目の接種に限り、医療機関で接種料金をお支払い後に、払い戻す方法で料金を助成します。

#### ◆払い戻し手続き

接種後、①領収書 ②母子健康手帳(接種記録が確認できる物) ③通帳(振込用) ④印鑑を持参し、令和4年1月28日(金)までに保健福祉総合センターへ申請してください。期限を過ぎての申請は受け付けませんのでご注意ください。※中学3年生のお子様は、助成方法が異なります。詳細は個別に送付したお知らせをご確認ください。

「65歳以上の方」以外の接種は予防接種法に基づかない任意接種であるため、健康被害が生じた際は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済制度の対象となる場合があります。予防接種法(定期接種)と比べて救済の対象や額等が異なりますのでご注意ください。

### 道路の穴ぼこを見つけたら



下記のような危険な状況の道路を発見したらご一報ください。

- ・穴ぼこや大きな亀裂がある
- ・倒木がある など

連絡先: 事業課建設水道係  
(TEL: 53-2114)

**めんげー んめー いずみちゃん焼き**



常備品

こしあん  
つぶあん  
クリーム  
ハムチーズ  
チョコレート  
味付たまご  
温・冷甘酒

季節限定品

むらさき芋  
赤かぼちゃ  
栗あん  
石焼いも  
焼もろこし

営業日: 金土日祝日、時間: 10時~17時 やきあげ本舗(はにわの里店)